

貝塚市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席、車椅子席及び報道関係者席に分ける。

- 2 前項に定めるもののほか、親子その他の者が傍聴するために使用する親子傍聴席を設け、その運用方法については、議長が別に定める。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴券交付控に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 報道関係者で、議長から傍聴証の交付を受けたものは、前項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴券等の交付及び返還)

第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

- 2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、会議を傍聴することができる。
- 3 前項の規定による傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。
- 4 傍聴証は、議長が特に必要があると認める報道関係者に対し、会期ごとに交付する。
- 5 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、53人とする。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
 - (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項および第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和40年5月1日から施行する。
- 2 貝塚市議会傍聴人取締規則(昭和26年貝塚市議会規則第2号)は廃止する。

附 則(昭和51年2月9日議会規則第30号改正)

この規則は、昭和51年2月10日から施行する。

附 則(令和4年2月28日議会規則第1号改正)

この規則は、令和4年5月6日から施行する。

附 則(令和7年6月9日議会規則第2号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年7月2日議会規則第4号改正)

この規則は、公布の日から施行する。